

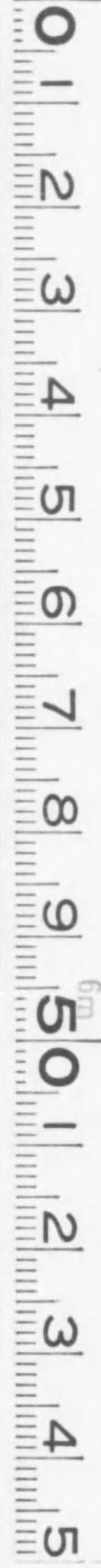
特47-197



•1200500912170•

縣下の同志諸君に告ぐ

2



始



縣下の同志諸君に告ぐ

縣下同志諸君坐下、一片の丹心、身を家國に委ね、自由の爲に鞠躬盡瘁、斃れて後已まんと欲するものは、我同志諸君にあらすや、諸君は之か爲に、屢々反對黨と對戦せり、諸君は之か爲に殆んど其財産を蕩盡せり、諸君の中には之か爲に罅圍の苦を受けたる者あり、諸君の中には之か爲に、敵黨の毒手に斃れたる者あり、而して今は又自由の爲めに、國家の爲に義氣を鼓して敵黨と決戦せざるべからざるの時機に際會せり、

諸君は應に之を知るなるべし、第二議會が政府と相容れずして、解散を招きたるの偶然にあらざるとを、我黨は現政府の政畧に對して、賛成する事能はず、現政府は情實の積弊あり、我黨は之を革新せん事を期す、現政府は地租を苛重せり、我黨は之を輕減せん事を期す、現政府は政費過大なり、我黨は之を節約せん事を期す、現政府は區々枝葉の新事業を新

設せんとす、我黨は先づ財政を整理し、政府の根本より改革せん事を期す、是れ實に我民黨の政綱にして、而して予か諸君と常に相講習せる所のもの也、

故に我黨は他の同志者と相提挈し、第二期議會によりて、此の宿昔の希望を貫徹せん事を欲し、務めて着實の手段によりて、強硬敢爲の運動をなせり、請ふ暫らく其の概要を擧げん、

第一我黨は政府提出の豫算に對し、八百餘万圓の削減を加へんとせり、其の之を削減するや、我黨平生の希望たる政費節減の主意により、民力の堪ゆる所を察し、行政の障礙なき程度を量り、精密確實なる調査により、不急の事業を廢し、無用の冗員を減し、夥多の冗費を節したるもの以外ならず、滿場三百の議員中、四五名を除くの外、悉く其削減を正當なりとして同意を表せり、而して政府は之を目して、不都合なりとせり、

第二政府が提出したる監獄費を國庫支辨に復するの法案は、各地方の負擔を軽くすると稱すと雖、其實提出を増額して、地租輕減の實施を遮らんとするに外ならず、我黨は同法案が一府縣民の負擔を減ずると共に他府縣民の負擔を増し、公平の名ありて、公平の實を失ふのみならず、愈監獄費二百七十餘万圓を國庫支辨となす時は、地租輕減の道を失するの恐あるを以て、之を非とし、二百七十餘の大多數を以て廢棄せり、原案に賛成を表したるは四五名に過ぎざりしが如し、而して政府は之を目して不都合なりと云へり、

第三政府は國防上並に經濟上より國有鐵道を名として、鐵道買收法案を提出せり、國有鐵道の論は、絶對的に我黨の反對する所にあらずと雖、今日三千六百万圓の公債を起して、年々百八十万圓の利子を負擔するは、時機の當を得たるものにあらず、且つ買收の爲に利するものは、唯御

用商人、御用紳商及び少數一部の株主にして、實際窮乏せる寵商を救済するに過ぎず、殊に政府が鐵道に對するの政略は年々變更し、曩には隈りに私設鐵道を獎勵し若くは隈内鐵道を私設會社に賣却し、又東海道鐵道を賣却せんとしたるに、今や又一變して之を買收せんとし、其言ふ所毫も信を措くに足るものなきを以て、此の如き大事業を托する事能はずとなし、我黨は、他の議員と共に一致して之を非決したり、政府の原案に賛成せる者は、四五名に過ぎざるが如し、而して政府は又之を目して不都合ありと云へり、

第四大津事變及び震災事變に際して發したる緊急敕令に對し、政府は憲法を濫用し、及び議會を無視したるの責を免る可らざるが如し、議會は兩敕令の承諾不承諾を決するは、憲法上の問題に屬するを以て、特に慎重を加へ、特別委員を撰定して、調査に着手せしめたり、其少しく時日

を費したるは、一に調査の綿密なると材料の不足なりしとによれり、故意に之を荏苒したるにあらざ、而して大津事變の特別委員は同敕令を以て、憲法濫用と視做し、不承諾の決議をなし、震災事變の特別委員も、支出の金額は潔く承認するも、其支出の手續、并に時期を以て、憲法に違背せりと決議せり、此の兩決議にして、報告せられしなば、議場は殆んど總起立を以て、之を可決せしならん、政府は亦之を奈何ともする事能はざる也、故に托言して曰く、時日を荏苒したるは不都合なりと、

第五右の外治水事業の如き、製鋼所設立の如き、軍艦製造の如き、或は河身の改築を名とし、或は國防の獨立を名とし、或は海軍の擴張を名とし、以て多額の費用を要求したる者は、其調査精密ならず、其成功確實ならず、單に此等新設の費用を増加し、國庫現存の餘金を支出し、浮誇空漠なる事業を起して、天下に傲らんとするに過ぎず、我黨は此等不精確の事

業に向つて、漸くにして剩し得たる金圓を空費するを欲せず、故に治水事業の急要にして確實なる者の外は、悉く之を廢棄したり、政府の原案に同意せるは數名に過ぎざりしが如し、而して政府は之を目して不都合なりとせり、

我黨は一方には右の如く、我黨の政綱に反對せる政府の提案を修正し、若くは非決しつゝ、他方に於ては、我黨の政綱によりて、現行法例を改正せんとを期したり、出版、新聞、集會の諸法律は憲法が與へたる言論、集會の自由を束縛するもの也、故に我黨は其改正案を通過せり、議院法、議員撰擧法は議會の議權及び人民の參政權を非常に制限せる者也、故に我黨は其改正案を提出せり、陸海軍の不整備は、實に言ふに忍びざる者あり、故に我黨は軍制改革の上奏案を提起せり、北海道廳の施政は見るに堪へざる者あり、故に我黨は其質問書を提出せり、

農民の負擔を輕減し、課税の不公平を更正するは、今日の最急要たり、故に地價特別修正法案を可決し、又地租條例改正案即ち地租五厘を輕減する法案を可決せんとせり、我黨が可及的政費を節約し、可成的新事業を起さず、尙數年間監獄費を國庫支辨に復せざる者は、實に地租輕減及び地價修正の爲に生ずる一千百万圓内外の歳入減額に對して、歳出を減額せんと欲するが爲め也、財政を整頓し、民力を休養せんが爲め也、我黨が提案したる此等諸種の改正案に對し、政府は一々反對を表せり、政府は蓋し初より議會を無視し、輿論を無視し、議會の言ふ所、爲す所は是も非もなく、反對せんとしたるが如し、

破壊黨なる名詞は、政府黨が民黨を中傷する慣用語なり、彼等は衷心より此の言をなすにあらず、唯理屈し、辭窮し、最早民黨の正義に抗論する能はざるの餘り、立憲政治の戰爭に使用すべからざる此等不穩當の言

八
辭を發するものゝみ、民黨眞に破壊の目的あらば、曷ぞ始より不信任投票を斷行し、豫算全牀の費目を廢棄するが如き運動をなすを躊躇せん、民黨は議員の多數を恃みて、此等詭激の舉動をなさざりしのみならず、シカゴ博覽會費追加豫算の如き、軍人軍屬遺族扶助法案の如き、那覇裁判所設置法案の如き、其必要なるものは、皆之を可決したり、豫算委員が削除したる東京灣砲台建築費の如き、大演習費の如き、東京高等師範學校費の如き、苟も少しく穩當を缺くが如きものは、再び之を調査して原案に復せり、且つ既定歳出に關する憲法上の解釋の如きも、議權を傷げざる限りは、政府の説を容れ、以て豫算を査定せり、破壊の目的を有するものにして、焉んぞ夫れ此の如くなるを得んや、予は政治上の公闘に於て、不穩當ある破壊黨の語を用ゆるを忌む、然とも若し之を用ゆるを許さば、予は彼の議會が輿論の府たるを忘れ、議會が立法の權あるを無視

九
し、強ひて議會をして專制の遺習を存する政府の政界に賛成せしめんとし、強ひて立法部をして、藩閥の功德を誇る内閣の意思に適合せしめんとし、強ひて國庫をして、二三紳商の窮乏を救はしめんとし、而して毫も輿論の勢力を尊重する事を思はず、毫も議權の獨立を保持する事を謀らず、毫も立憲の基礎を鞏固にする事を爲さず、事毎に政府の鼻息を窺ふの政府黨を目して、破壊黨と呼ぶの至適なるを信する也、
嗚呼民黨の運動此の如く、政府黨の運動彼か如く、議會の行爲此の如く、政府の行爲亦彼か如し、而して議會に於ては凡ての溝渠悉く滅して、民黨と政府黨との二者となりたるの時、我縣下にありて、終始我黨に反對したる國權黨が、凡ての問題に於て公然政府黨となりしを示めせしは、余が痛嘆する所也、思ふに民黨と政府黨と議會と政府と孰れか是、孰れか非、孰れか正、孰れか邪、客臘廿五日の解散令は、實に此の判斷を我同胞

四千万に訴へたる者あり、

我黨の膝は曲くべからず、議會の頭は屈すべからず、予は我黨及び議會の多數が、甘んじて解散を畏避せざりしを賀す、解散は實に議會の罪惡より來れるにあらず、唯我民黨の主義を確持し、民黨の政綱を固執し、輿論の府として、人民の味方として、正義に剛直に強項不屈、以て國民の希望を満さんとしたるが爲め也、總撰擧の日に於て、民黨の舊代議士を再撰し、及び新代議士を増加して、層一層強項の新議會を組織し、前議會の意思は、最も國民の希望に副ひたりし事を發表せしむるは、我黨同志の義務なり、天下の同志、解散の令を聞き、各其地方を經營する洵に其所を得たりと云ふべし、

縣下同志諸君、中原に於ける民黨の聲勢は甚だ熾きなり、新議會召集の曉に於ては三百の議席、八九分以上民黨の有に歸する事蓋し疑なからん、然とも願みて、我縣下を見れば、予は諸君と共に衷心忸怩たらざるを得ざるものあり、

中原に於ては民黨の勢熾此の如くに、それ大に、我縣下に於ては政府黨の勢熾彼の如くに、それ大に、全縣六區の撰擧區、第五區の外、悉く國權黨に屬す、夫れ國權黨が我黨の主義に反するは、更らに詳説するを須ひず、今や天下を二分して、民黨と政府黨となりたるの時に方つて、國權黨は斷じて政府黨となれり、則ち保守の説に於て我黨に反するのみならず、また政府に黨して以て我黨に反する者也、天下民黨の勢熾此の如くなるに方り、獨り我縣下のみ、政府黨の籠絡する所とならば、我黨の不面目、我縣下の不面目、此に超へたるはなし云ふべき也、今や總撰擧の一舉、豈に我縣下より政府黨を一掃するの好機會にあらずや、

聞く同志諸君、既に茲に見る所あり、大會を開き運動の方畧を議決し、大

に爲す所あらんとすと驚喜何ぞ堪へん予や曩きに諸君の推す所となり衆議院議員に列せり不肖爲す所なしと雖亦敢て諸君の委托に背かざりしを信ず今や諸君の運動を聞き馳せて本地に歸れり乃ち感ずる所を記して諸君に告ぐと云爾

一月

東京より歸熊の日

山田武甫

明治廿五年一月十日印刷
全年全月 十一日出版

非賣品

東京市日本橋區吳服町
寄番地寄留

著作兼
發行者

山田武甫

東京市京橋區西紺屋町
廿六七番地

印刷者

島連太郎

終